

令和6年6月三種町議会定例会会議録

令和6年6月14日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1 番	畠 山 勝 巳	2 番	三 浦 敦
3 番	高 橋 満	4 番	平 賀 真
5 番	成 田 光 一	6 番	遠 藤 勝 昭
7 番	児 玉 儀 広	8 番	森 山 大 輔
9 番	伊 藤 千 作	10 番	清 水 欣 也
11 番	荒 谷 要 伸	12 番	三 村 眞
13 番	小 澤 高 道	14 番	堺 谷 直 樹
15 番	加 藤 彦次郎		

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田 川 政 幸	副 町 長	檜 森 定 勝
総 務 課	長	三 浦 保	企 画 政 策 課 長	加 藤 登 美 子
税 務 課	長	石 井 透	町 民 生 活 課 長	後 藤 一 家
福 祉 課	長	清 水 真	健 康 推 進 課 長	小 松 仁
農 林 課	長	小 玉 賢 一	商 工 観 光 交 流 課 長	清 水 秀 文
建 設 課	長	児 玉 憲 一	上 下 水 道 課 長	嶋 田 修 一
琴 丘 支 所	長	鎌 田 誠	山 本 支 所 長	内 藤 英 子
会 計 課	長	皆 川 和 華 子	教 育 長	藤 田 良 博
教 育 次 長	長	牧 野 誠 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	見 上 貢

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	後 藤 芳 英	議 会 事 務 局 主 査	池 内 和 人
議 会 事 務 局 主 事	畠 山 夏 海		

一、本日の会議に付した事件

- 第 1 同意第 2 6 号 三種町教育委員会教育長の任命について
- 第 2 同意第 2 7 号 三種町教育委員会委員の任命について
- 第 3 議案第 3 9 号 令和 6 年度三種町一般会計予算の補正について
- 第 4 議案第 4 0 号 令和 6 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 5 議案第 4 2 号 三種町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第 6 議案第 4 1 号 令和 6 年度三種町下水道事業会計予算の補正について
- 第 7 議案第 4 3 号 三種町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 4 4 号 三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 9 議案第 4 5 号 三種町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 4 6 号 工事請負契約の締結について（サンバリオ外部改修工事）
- 第 1 1 議案第 4 7 号 財産の取得について（事務用パソコン）
- 第 1 2 議案第 4 8 号 財産の取得について（住民基本台帳ネットワークシステム機器）
- 第 1 3 議案第 4 9 号 工事請負契約の締結について（山本ふるさと文化館空調設備改修工事）
- 第 1 4 議員派遣の件
- 第 1 5 閉会中の継続調査の件

議長 加藤彦次郎は、令和 6 年 6 月 1 4 日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前 1 0 時 0 0 分 開会）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 1 5 名であり、定足数に達しています。

本日の会議を開きます。

日程第 1．同意第 2 6 号「三種町教育委員会教育長の任命について」及び
日程第 2．同意第 2 7 号「三種町教育委員会委員の任命について」を一括議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

おはようございます。

それでは、追加提出いたしました同意第 2 6 号「三種町教育委員会教育長の任命について」ご説明いたします。

教育長の藤田良博氏が、令和 6 年 6 月 1 4 日をもって任期満了となることから、同氏を教育長として再任いたしたく、ご提案申し上げるものでありま

す。

氏は、令和２年３月に三種町教育委員会委員に就任され、令和３年６月からは、教育長として教育行政の運営にご尽力いただいております。今後におきましても、教育行政はもとより町政全般に対し、氏の優れた見識、経験を生かしていただけるものと考えますので、議員の皆様にはよろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、同意第２７号「三種町教育委員会委員の任命について」ご説明いたします。

現教育委員会委員の任期が令和６年６月１４日をもって任期満了となることから、その後任として若狭洋美氏を教育委員会委員に任命いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

氏は、昭和６１年４月から長きにわたり教諭として奉職され、令和４年３月に三種町立森岳小学校教頭を最後に、教職の道を離れられました。同年４月に三種町地域学校協働活動推進員に就任され、本町のコミュニティースクールの推進にご尽力いただいております。

氏は教職員として長年教育現場でご活躍され、教育行政について非常に幅広い見識をお持ちであります。人格も高潔で教育について幅広く見識を有し、地域からの信頼も厚く、教育委員として適任であると考えますので、議員の皆様にはよろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

町長の提案理由の説明を終わります。

初めに、同意第２６号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

同意第２６号「三種町教育委員会教育長の任命について」を採決します。

本件を同意することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、同意第２６号は同意することに決定しました。

次に、同意第２７号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

同意第27号「三種町教育委員会委員の任命について」を採決します。

本件を同意することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、同意第27号は同意することに決定しました。

日程第3. 議案第39号「令和6年度三種町一般会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、森山議員。

8番 (森山大輔)

そうしますと、一般会計補正予算、歳出の2款総務費の1項総務管理費というところで、地域おこし協力隊が新たに配置されるようなんですけれども、この業務内容をご説明いただけますでしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

企画政策課長。

企画政策 (加藤登美子)

課長 答えします。

新たに地域おこし協力隊の募集をしておりましてところ、7月1日の着任をもって申込みをいただいた方がおります。町では、その方を地域おこし協力隊として新規に採用したいということで考えておりますので、その方につきましては人件費のみ当初予算で計上させていただいておりましたが、ご本人の活動に充てる分の車等もご本人の車を使用して活動していただくこととなりますので、それらの分の活動費ということで追加計上させていただいている部分がございます。

それとあわせまして、現在まで2名の協力隊、今年度いっぱい任期を迎える方が2名いらっしゃるんですけれども、国の制度の改正の関係で、令和3年度に活動を始めた方々については、コロナの影響があつて十分に活動できなかったという事情を勘案して、本人たちの希望があれば、その年度いっぱい活動できるということに変更されました。それで、本町の2名にも確認しましたところ、1名については、予定でいくと12月いっぱい活動終了する予定でしたが、来年の3月いっぱいまで活動を継続したいという意向がございましたので、その分の人件費等についても追加で計上させていただいているということです。2人のうちの1名については予定どおりの任期をもって満了したいという希望でございました。

以上でございます。(「課長、新しい協力隊の業務内容」の声あり)

失礼いたしました。新しい協力隊、7月1日から着任を予定している協力隊につきましては下岩川地域の、これからRMOの活動が始まる団体へ協力をしていただきたい、支援をしていただける方ということで町では募集させていただいておりました。その業務内容について、やってみたいということで応募いただきましたので、町としましては7月1日の着任をもって下岩川地域の活性化に協力いただきたいというふうに考えております。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

また新たな任務で着任される方がいるということで、非常にいいことかなと思います。ぜひ町としてもしっかりサポートして、十分活躍していただけるようにしていただければ幸いです。

続きまして、今度、同じ歳出なんですけれども、10款教育費の3項中学校費のところで地質調査ということで、テニス部の部室の地質調査が必要になったということなんですけれども、これが追加で必要になった理由をご説明いただけますでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育次長。

教育次長 （ 牧野誠一 ）

お答えいたします。

この地質調査業務につきましては、テニスコートの部室と下の駐車場にあります雁木のところについてでございますけれども、こちらの建築は令和7年度になりますけれども、今年度設計をしているところに当たりまして、補足的な調査としてテニスコートのところにボーリングを1か所、雁木のところに2か所ということで、建物を支える部分の強度の確認のためにボーリングをするものでございます。こちらのほう計3か所で地質調査を、今年度同所が造成をする予定でございますので、造成をする前にこの地質調査業務を行いたいと考えているところでございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

このテニス部の部室というのは多分、昨年度実施した実施設計に盛り込まれていたと思いますので、その段階で調査設計を終わっているのかなと思ったんですけれども、今のお話だとまだそれが終わっていないくて、今年度実施しなければいけないということなんでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育次長。

教育次長 （ 牧野誠一 ）

お答えいたします。

この場所につきましては昨年度、設計を組むに当たりまして、中心に1か

所のボーリングと、それを補完する調査として周りに4か所行ってございすけども、これを活用してということで当初は考えていた部分もあるわけなんですけども、この地質調査を行った結果が、少し地層が斜めに層が厚くなっているということでございまして、そちらのほうを再度調査して、基礎の部分についてはしっかりしたもので、耐震等に耐えられるようなものか、現在の設計で耐えられるかという、そこら辺も確認してやりたいと思っております。

以上です。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

分かりました。了解しました。

以上で質問を終わります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

10 番、清水議員。

10 番 （ 清水欣也 ）

同じところですよ。地質調査のことです。何でこれ質問するかというと、これ前にあそこ田んぼ買って、地質大丈夫だかと皆さんに確かめたんです。そうしたら、調査しているので大丈夫だと私に答えてるんだ。それで今、聞いているわけ。あのとき、後これ地質調査、あそこ危なくないかと言ったら、いや、大丈夫だと、調査したから大丈夫だと言ったんだよ。ああ、そうかということであつたんだよ。それがまたこういうことになったもんだから、なぜだかと聞いているわけだということなんです。そのあたり、大丈夫。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

教育次長。

教育次長 （ 牧野誠一 ）

お答えいたします。

昨年度地質調査しましたところは、今申し上げましたとおり造成、要は土木工事用のボーリングを行って調査したところ、地盤につきましては安定しているということで、当時私、ご説明申し上げたところでございます。

今回につきましては、まず建物も大丈夫かなということで進めてまいりましたけれども、今度建築のほうに入りますけども、建築のほうのところ、建たるところのピンポイントの調査が必要ということが判明いたしまして、そちらのほうでまず今回調査させていただきたいということでございます。

それで、土木の調査業務と建築の調査ということで、本来であれば本当は一緒にやればよかったんでしょうけれども、なかなか実施設計のほうも、場所の最終的な決定までというところが時間かかりまして、大変申し訳ないんですけども、今回地質調査業務ということで要求させていただいておりますので、どうかよろしくお願いいたします。（「終わります」の声あり）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ほかに質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 39 号「令和 6 年度三種町一般会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 39 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4. 議案第 40 号「令和 6 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」及び日程第 5. 議案第 42 号「三種町国民健康保険税条例の一部改正について」を一括議題とします。

これより本案 2 件に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

8 番。

8 番 （ 森山大輔 ）

まず 1 点、お伺いしたいと思います。

こちら条例改正のほうなんですけれども、改正によって今回新たな保険税率を設定することになっておりますけれども、その設定に当たって、なぜ今回このような税率になったのかというところが、ちょっとまだ詳しくご説明いただいておりますので、その税率を導き出した、どのような根拠で導き出したのかというところをご説明いただけますでしょうか。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

健康推進課長。

健康推進 （ 小松 仁 ）

課長 お答えいたします。

今回の算定に当たりましては、全協のときにもお話ししたとおり、まず 3 方式に改めたいというところが、まず 1 点でございます。その前段として、現状の税率が国保の安定運営に至っていないというところから、まず少し税収が足りないというところからございました。その中で、過去の令和元年度からの単年度収支が赤字だということは、この前ご説明したとおりでございますが、拠出金と、それらの税収と合わせまして、今回提示しました税収が最低限必要だということで判断し、ご提案申し上げたところでございます。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

8 番。

8 番 (森山大輔)

大体その概要についてはご説明いただけたので、理解しているんですけども、なぜ今回この税率になったのか、税額になったのかというところが分からないんですよね。なぜこの金額でなければいけなかったのか、この税率でなければいけなかったのか、その設定した理由というのが、今ざっくり 3 方式に改めた、4 方式から 3 方式に改めた後、税収が足りなかったから上げたというだけしか我々には情報がないので、これだけだとなかなかこれ、理解が十分ならないもので、なぜ今回この税率、税額になったのかというところをご説明いただきたいんですけども。

議長 (加藤彦次郎)

健康推進課長。

健康推進 (小松 仁)

課長 答えいたします。

まず、さきにご説明申し上げたとおり、基本的に県の運営方針に基づきまして、基本的には応能・応益割がまず 1 対 1、50 対 50 というところがベースでございます。

ただし、冒頭申し上げましたとおり、3 方式に変更するに当たりまして、それを単純に 5 対 5 にした場合、中間所得者層に大幅な増額が発生するということで、まず赤字が発生しました令和 3 年、4 年あたりから幾つかのシミュレーションに基づいて、まずどのくらいの方が最大どのくらい上がるのかというシミュレーションに基づいて、可能な限り増額を抑えるという部分で、50 対 50 にはなりませんでしたが、まず 49 対 51 くらいになりますけども、その範囲内で最もベストな税率であるという判断に至ったところで、提案したところでございます。

議長 (加藤彦次郎)

8 番。

8 番 (森山大輔)

概念的には理解できるんですけども、我々はそれを理解して、これでいいのかどうかという今日は判断を求められていると思いますので、もう少し具体的に分かりたいところなんですよね。

でも、ちょっと今、多分ここでこれ以上お伺いしても、これ以上詳しいことは難しいのかなと思います。もう一つ、ちょっと別な観点から質問したいと思います。

今回、この保険条例を改正する理由として、将来にわたり安定した財政運営を図るためということで理由が説明されているわけですけども、この将来のところが、どのような見通しが今あって、それをどのように安定させるために改正したのかというところが、少しまだ理解できていないところでして、当然、将来的に安定しなくなるよという前提で、それに対して今回の改正で安定するよということだと思えるんですけども、そのあたりも実際、こ

れまでの税率でいけば、どういうふうに安定しなくなるのか、それに対して今回の改正で、どのようにそれを安定させられるのかということも、ご説明いただけますでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 答えいたします。

まず、将来の部分になりますけれども、健康推進課としましては、こちらのほうで持っている資料につきましては過去のデータ、まず令和元年度から6年度、これは推計になりますけれども、単年収支の推移、令和3年度を除いて単年収支が赤字であったという、さらに4年度、5年度はもう5,000万円、6,000万円近い単年収支赤字という現実がございます。これらを基に中長期の税率を推計することはなかなか難しいのですが、過去5年間の状況を勘案し、最低限必要な税額が、今回ご提案しました税率にたどり着いたということでございます。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

確かに、将来的なものを正確に導き出すのは難しいのかもしれないんですけれども、ただ、将来的に安定させるために今回見直しをするということであれば、可能な範囲で将来の見通しを立てて、それに対してどのぐらいこの税額、税率を上げるのかというところが当然必要なのかなと思うので、このような質問をさせていただいたわけなんです。それがない中で税率を上げるのであれば、これは将来の安定のための改正とは言えない内容だと思うんです。ちょっとそこら辺、こういうご説明であれば、その中身を理解したいので、このような質問したわけですがけれども、そここのところ、多分今のご答弁だと、これ以上詳しいお話は伺えないのかなと思うんですけれども、そこ、もし可能であれば、もう少し補足していただけますでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 答えいたします。

それこそ全員協議会でのご説明に戻ることになりますけれども、将来の医療推計、今一番危惧しているのは、令和5年度の医療費が前年に比べまして1億3,000万ほど対前年比増になっているという、この現実がございます。これにつきましては、納付金に反映されるのが、まず令和7年度でございますが、その分を見越したものを今回ご提示しているわけではございません。まず、幾らになるか分からないという状況で、それを判断材料として加味するのはちょっと避けていると。必要に応じては、場合によっては、来年度もまた極端に税収が落ち込む、あるいは想定外の納付金に跳ね上がると、

こういった想定を超えた場合は、再度議会の皆様にご協議いただくこともあり得るということで、まず6年度につきまして、過去5年間の経営状況を勘案してご提案したということでございます。まずは単年度収支黒字、ここをまず一つの基準として考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

では、一応確認いたしますけれども、制度の長期的な安定ということを目的にした改正では、今回はないということでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 答えいたします。

長期的安定ということになれば、ご質問とちょっとずれるかもしれませんが、令和6年度については、3年連続にわたる基金繰入れをまずないように、そして単年度収支が黒字になるようにということで、それをベースにして、まずは黒字化、そして、その上で次年度以降につきましては、この水準がまず、ご提案申し上げてあれですけれども、本当に本来であれば個人的にはもう少し上げれば、まず確実な黒字になるというところでございますが、本当にまず、ぎりぎりのご提案ということでご理解いただいて、取りあえず国保の運営基準が6年度に黒字化に持っていきたいというのがまず大きいところでございますので、それが長期的に安定になるかというところは、正直申し上げまして不確定要素もあるということで、ご理解いただければよろしいかと思います。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

では、以上で質問を終わります。

議長（加藤彦次郎）

ほかに質疑ありませんか。

11番、荒谷議員。

11番（荒谷要伸）

私からは、なぜ今回改正という機会になったのかということをお聞きしたいと思います。

資産割が今回廃止されると、そういう大きなところだと思いますけれども、他の市町村はもうずっと以前に資産割廃止されているようです。資料を見ますと、多い方で資産割の部分だけでも15万円、14万円というか5名ほどおりますけれども、その人方の負担、今まで大変だったと思いますけれども、なぜ今これを廃止されたと、なぜ今まで残しておいたのかというところ

ろ、ちょっとご説明をお願いします。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 答えいたします。

今まで残していたという部分につきましては、まず、あくまで県の運営方針に沿うということで、これは法令違反の状態でもございません。機会を見て変更するという考えでございました。税率の改正に合わせて3方式にしていくということが従来の考えでございました。

参考までになりますけれども、秋田県では三種町が最後の4方式であったということでございますが、全国の中では4方式を採用しているところはまだ22%あるということで、国内ではまず多くはありませんけれども、完全に3方式に、中にはもう2方式というところもありますけれども、4方式から全て移行したということではございません。

議長（加藤彦次郎）

11番。

11番（荒谷要伸）

指針の中でそういうふうに取り決めると言いましたけれども、他市町村はもう既に、秋田県では一番最後になってしまったという説明でしたけれども、例えば国保の運営委員会の中でも、そんな話は今まであったと思いますけれども、それはなぜ今まで改正されず残っていたのか、何か計算とかいろいろな三種町独自の問題点もあったんでしょうか。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 答えいたします。

国保運協の中でも、3方式については度々議論がされておりました。まずそれをもって3方式に強く修正、改めるところまでは至っておらず、まず税率改正に合わせて直していくということが、運協も含めて事務局提案ではございましたが、そういった考えで今までやってきておりますので、まず単純に4方式を3方式に改めるということは、それだけだと、急いで3方式に変えるという必要性は考えておりませんでした。まず、あくまで税率改正に合わせて方式を変えるということが前提で考えておりました。

議長（加藤彦次郎）

11番。

11番（荒谷要伸）

分かりました。

次に、平等割と均等割ございますけれども、均等割のほうで家族構成で子供が生まれたと。小学校の入学、1年生から課税というか、対象になるようですけども、そこら辺は全県的にはどういうふうな扱い、例えば子供は就学、

高校、18歳まではかからないよとか、そういうところの市町村ってございますか。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 答えいたします。

均等割の未就学児については、まず国の法令に基づいて半額ということに、これは決まっております。それ以外の仮に18歳までに拡大した場合、これは県あるいは国でいう決算補填に当たるという部分に考えられます。

現在は、秋田県の運営方針の報告によりますと、平成30年以降、都道府県化になって以降、県内の市町村における決算補填に当たる繰入れはないということが記載されておりますので、県内ではそのような、国の指針にずれた補填的なものはないというふうに認識しております。

議長（加藤彦次郎）

11番。

11番（荒谷要伸）

以上です。分かりました。

議長（加藤彦次郎）

ほかに質疑ありませんか。

10番。

10番（清水欣也）

国保は大変な難しい財政であります。先ほどから、単年度収支、単年度収支と一生懸命しゃべるもんだから、町長が今まで何回もしゃべって、単年度収支が赤字で、それがだんだん大きくなってる。そういう話をするもんですから、急遽方針を変えて、まず単年度収支の話からいきます。

皆さんに全員協議会で渡された2の2国保税率についてという、このペーパーをもし今持っていたら、手元に出してください。そこに下のほうに単年度収支の推移と書いてありますね。私これ、あんまり単年度収支と皆さんおっしゃるから、私ちょっとこれ調べてみました。単年度収支、この金額でしょうかね。私の計算では、令和4年度は2,600万の三角、令和5年度は840万ぐらいしかない私は単年度収支計算をしております。あるいは私の計算が間違いかもしれません。そこを皆さんこれ確認できますか。今、時間たちますので申し上げますけども、これは単年度収支ではなくて実質単年度収支の金額でしょう。単年度収支だったら令和5年度800万ですよということをまず申し上げます。これを今やっていると時間たちますので、後でこれは確認をお願いいたしたいと思います。

それから、税率の積算根拠の話出てきましたが、残念ながら今回、私何回も言ってきました。税率というのは加減乗除の世界なんです。掛け算、割り算、足し算、引き算の問題なんです。そうやって出てきたのが税率なんです。

今、1. 何%とか2. 何%とか出てきているでしょう。この数字がどうしてその数字になったのかという、その積算根拠を教えてくださいと今まで何回もしゃべっている。ところが、皆さんはそれは出せない。出せないのに、どうしてその率に至ったかという、その率に至った経緯を教えてくださいと言っているんですよ。それが分からなければ、私たちに議案を提案して、これをおまえたち審査しろと言っても無理な話ですよ。ここで私たち、判断できますか、その税率がいいのか悪いのかって。

今回は特に、固定資産割を今度3方式にばらまくわけだ。そのときの税率が今度動くわけですよ。どういう積算でそれが動いたか、まず1つあるわけですよ。プラス、今回は増税でしょう。皆さん900万の増税をしようとしている。この増税のためにはどのぐらいの所得割と、それから均等割と平等割に、どうやってそれを配分するかという。どうしましたか。固定資産割とこれ2つ足して、この数字ですというのが、これ皆さん出てきたんですけど、どうしてこの数字になりましたかというやつを教えてくださいと言っているんですよ。でないと、この税率が正しいかどうか、適当かどうか、議案審査の場で我々審査できないと言っているんですよ。それと、住民に説明できないというの。国保というのは物すごく敏感なんですよ、住民の人たちは。特に国保の人たちは。物すごく敏感なんだ。なぜかという、一部負担取られるふうに、また税金取られるわけでしょう。物すごく敏感なんですよ。だから我々も、これから説明するに当たって、何で6. 25から7. 25になったのか、それを説明しなければならない。ところが、皆さんそれ分からないんだよ。

ここで質問。町長、分かりますか。副町長、分かりますか、これ。どうして、6. 25%から7. 25%になりましたか。分かる。あんた方、分からないのに、私方分かるわけじゃないでしょうって。それを今回どうしてこの金額に至ったかって、ますます分からないじゃないですか。それを言っているんです。我々に、この税率が適切かどうかという、今提案来ているわけですよ、条例案。何として我々判断できるんですか、これ。あるいは皆さんだって分からないんじゃないですか、もしかして。ということであります。答弁がないので、次に進みます。

今回の国保会計の予算書、8ページをご覧ください。

8、9、10ページを、これをまとめた形で、私、今この予算は、どういう予算だかということを申し上げますので、それにそのとおりだといったら、そのとおりですと教えてください。そういう確認の質問であります。つまり、これ今回の予算はどういう予算だかという、財政安定化対策分という、この一般会計からの繰入れをしてもらわなくても、お願いをしてもらわなくても、それから国保基金から1,000万円を繰入れ援助してもらわなくても間に合いますという予算なんです。だから、今までもらっていたものを返しますという予算が今回の予算、それどころか逆に、600万も700万も余りますという予算。その余ったものを、平たい言葉で言えば予備費と

いう口座に一時預かっておきますと。こういう予算が今回の予算なんです。だったら何も９００万円も補助金、増税する必要がなかったんじゃないですか。たかだか９００万円で。これが皆さんの言う国保財政の持続的安定という、その政策ですか、これ。行政報告にも書いてある。格好いい言葉で述べてあるわけですよ。そのために今回、増税するんだと言っている。

議長（加藤彦次郎）

清水議員、質疑ですので、質問、そして答弁をもらってください。

１０番（清水欣也）

だから、こういう予算ですよ。まず、それを確認の質問をいたします。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 お答えいたします。

まず、歳入歳出につきましては、それぞれ６６０万円ほどの歳入歳出が掲げられております。議員ご指摘のとおり、まず予備費には最終的に１，０２０万ほどの予算が計上されておりますが、計算上はまず、そうなりますけれども、いずれ歳入のベースで国県の補助金でもまだ確定した、まずこれから動く要素が確実にあるものがありますので、今回税率改正を行わなければ、足りなくなった税収分については、再度やっぱり基金からの繰入れ以外しか方法はなくなるということになります。

まず本当に１，０００万円が多いのか少ないのかという、そこは議論の分かれ目になるかもしれませんけれども、担当課としましてはまず、この１，０００万円が非常に高額で、これが確実に余るという考えでは今回の補正予算の提案をしているわけではございませんので、そのあたりをご理解お願いしたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

１０番。

１０番（清水欣也）

課長、それは間違った考えですよ。この予算提出をした以上、これが正しいという前提で進むんですよ。これどうなるか、今あなたの話聞いていると、これどうなるか分かりませんという話なわけだ。どこにそういう、予算要求ってあるってが。これは、私方は、これはこのとおりいくものと自信を持って計算をいたしましたということなんです。それをどうなるか分かんないってば、我々この予算、何とすればいいの。何として見て、いいか悪いか決めればいいんだが。これまた、あんた方言うと、こうならないかもしれないと言っているわけだ。それではちょっと、それは予算要求ではありませんよ。これへば、世間に対してどうやって説明しますか。

それで、１，０００万の話ですけども、何も今回、これはタンス預金に６００万あるでしょう。タンス預金というのは、私こういう言い方をしましたけれども、前年度からの繰越金、まだ予算化してないんですよ。まだ隠れ

ている。この600万あれば何も今回だって、何も補正予算する必要はない。そうじゃないですか。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 答えいたします。

確かに、今年度の決算はまだ確定しておりませんが、あくまで試算としては繰越見込みとして、まず600万円弱、590万円ほどが確かに繰越しされるものと今現在考えております。この繰越額につきまして、再三、全協の資料を基にお話ししますと、まず令和元年度が8,100万の繰越し、前年からの繰越金、令和2年度が6,300万の前年度からの繰越し、令和3年度で4,000万の前年度からの繰越しということで、これまでは、まず4,000万円を超える繰越しがあったわけですが、それでもなかなか厳しかったという、これが現実でございます。それに対して6年度に繰り入れる額が、まず590万ということになっておりますので、これが十分な額なのかということになりますと、かなり厳しいなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

私質問しているのは、何も900万の増税をしなくても、ちゃんと1,000万余るじゃないですかと聞いているんです。そうでしょ。これが質問です。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 答えいたします。

今回の補正提案につきましては、余るという前提で提案しているものではございません。あくまで今後まず、議員の質問に答えられているかはちょっと分かりませんが、まず国県からの不確定要素に対応できる財政へ持っていくということが大きな目的でございましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

予算書がそうになっていると言っているんですよ。それを確認したいという質問なんです。

次に進みます。この保険税を算出するに当たって、総所得の増加分を、これは見込んでいますか。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 お答えいたします。

あくまで前年、まず前年との比較だと思いますけども、増加分というよりも課税標準で今年度、4月1日時点での所得状況を反映して税額を計算しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

5年度の総所得は、国保の対象者の総所得は、大分上がっているはずなんです。それでこれが、この確定数値が6年度の国保税の算出基礎になるわけです。

そこで質問いたします。税務課長に質問いたします。5年度の総所得対象、国保の対象の所得割の対象者、これの増加分あるいは増加率、これをちょっと、もし分かっていたら教えてください。

議長（加藤彦次郎）

税務課長。

税務課長（石井 透）

お答えいたします。

増加率ですけれども、12.5%となっております。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

12.5%というと、額にして約2億ですよ。前年度と比べて2億の増収が5年度に起きるわけです。この2億円が、来年度の国保税の算出基礎になるわけです。これで計算してみたことありますか。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 お答えいたします。

議員のご指摘のとおり、まず所得の上がったものを基として、6年度の課税標準としておりますので、それは反映しているということでお答えしたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

これを計算しますと、この計算について何だかんだやっているうちに時間たってしまうのでやめますが、予算書を見る限り、来年度は潤沢だということです。何も増税する必要はなしという結論に達します。

次に質問、大事な質問ですよ。この増税は、これ900万はどういう意味

があるんですか。これね、町長に聞きたい。さっき言ったように、三種町の国保財政の持続的安定ということからすれば、そのために、この金額はそれに当たると、こういうことなのか、それとも1,000万にしたいために、このぐらゐの金額、残りを、余裕財源をいわゆる予備費に、1,000万円ぐらゐにしたいから、このぐらゐの増税をしたいと、そう考えたのか、それとも何でもいゐから、何ぼか住民の人から頂こうと、そういうつもりでやったのか。つまり、この900万という意義づけはどこにあるのかということをおちょつと聞きたいと思ひます。

議 長 (加藤彦次郎)

健康推進課長。

健康推進 (小松 仁)

課長 お答えいたします。

さきに森山議員にお答えしたとおり、過去、令和元年度からの所得状況、課税状況等を踏まえて算出した額ということで、ご理解をお願いしたいと思ひます。

議 長 (加藤彦次郎)

10番。

10番 (清水欣也)

税率と同じように900万がどういふ、そういうのであれば、じゃあどういふ積算でこの900万という答えが出たのかということ、これだつて、なかなか出てこないじゃないですか。ただ900万円だと言われたつて、我々ここで予算の、はい、そうですかと、はい認定しようといふわけにはいゐないということですよ。とにかく、これ住民に説明できませんよ、こういうことでは。

次の質問に入ります。私は、これは計算のまた詳しい話になつちやいますんで省略しますが、900万どころではない倍近い税額になると、私は計算をしております。これは質問でないから、ごめんなさい。

それと、この900万の増税が、今いろいろな交付金を今住民に交付しようとしております。減税分何とかかんとか交付金とか、物価高騰支援給付金とかなんとかとやっているわけですよ。なぜか。今、世知辛い世の中になっているからですよ。そうやって支援金も来ている中で、我々は逆に増税をしていただくといふんですから、今この900万の増税が適切かどうかといふ、どう思ひますか、町長。

議 長 (加藤彦次郎)

健康推進課長。

健康推進 (小松 仁)

課長 お答えいたします。

900万の根拠ということで、あくまで特別会計でございますので目的税ということで、ご理解をお願いしたいと思ひます。

あと、すみません、参考的にお話になりますが、まず単純に税率を掛けま

すと確かに、質問ではなかったんですけども、清水議員の言う2倍、3倍になる可能性があるということをお話しされておりましたので、ちょっと付け加えさせていただければと思います。

まず1つは、5月の臨時議会において限度額について、皆さんから審議いただいたところをご記憶していただいていると思います。要は、今年度の限度額は106万円が1世帯当たりの限度額となります。要は、所得が高い方についてはそれで、まず打ち切りといいますか、それ以上かからないということになりますので、限度超過額ということで、まず国保としては1,000万円超が、まず課税から外れてしまうという金額がございます。

あと、低所得者の軽減割、2割、5割、7割という軽減がございます。これらがまず、試算では約6,400万円ほど軽減対象になると。さらに、月割り増減ということがあります。要は、4月時点で課税が計算されるわけですけども、それ以降に転出あるいは死亡された方、さらには誕生日で確実に分かるわけですけども、後期高齢に移行する方、こういった方の所得等を月割り増減ということで試算しております。これらがまず、今回提案している税率をもって掛けますと、1,600万ほど減収になるということで見込んでございます。ですので、まず所得軽減も含めると、9,000万円を超える税収が、結局、単純計算からマイナスになるということで、そのあたりはご理解いただきたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

最後の質問になろうかと思いますが、この国保というのは、低所得世帯が比較的多いところなんです。非常に先ほども言ったように、これが敏感なんです。私は、今回はどう計算してもどう見ても、来年度の国保は赤字にはならない、こういう予算なんです。皆さんが自信を持って書いた予算ですよ。ここからすれば、600万円の財源がまだ入っていないんだから、確実に予算上は赤字にはならないという予算書なんです。ならば、この際900万円は、私はやめましょうと、国保の被保険者のために、私はそうすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。いかがでしょうかと質問しているんです。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 答えいたします。

900万円の改正分につきましては、これは必要だというふうに判断して、ご提案申し上げたところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番 (清水欣也)

皆さんも納付金の額、ご覧になったでしょうか。県からの納付金請求額が4億5,200万ですよ。これは給付金が、が一んと伸びているにもかかわらず、県からは7,000万も去年より少なく請求来ているわけです。なぜか。給付金は伸びているんですよ。にもかかわらず、県からの納付金は去年と比較して7,000万も少ない。なぜかという、1年前の調整が働いてきたからです。2年前か、2年目のね。2年前の、それが調整を働いてきた、今。来年度も働くわけですよ。なぜかという、4年分が、が一んと高かったからという、納付金には調整機能もあるわけです。それと、総合所得の把握、それから繰越金の調整、それからもう一つ、国保基金からの繰入れ。一般会計からは駄目だということからね。この4つを使っとうまく調整をしていく、管理していくと、国保財政を。こうやって当分の間、これを私は逃れるべきだと、そう思いますけれども、いかがでしょうか。

議長 (加藤彦次郎)

健康推進課長。

健康推進 (小松 仁)

課長 答えいたします。

確かに、県への納付金は対前年で減額しております。いずれ、それに伴う給付金も減額になっているということは、ご承知いただけるかと思います。なおかつ、今現在、2年連続で基金を繰入れしている状況もご承知いただけると思いますが、まず、あるから使うということにはならないというふうに考えてございます。要は、国保の基金条例、処分につきましては経済等の著しい変動など、財源が著しく不足する場合において、当該不足分を埋めるための財源に充てるということが記載されてございます。これが連続している状況を踏まえた場合、これが著しい変動に当たるのかというところは、ちょっと難しい判断になるのかなと思っておりますので、基金があるから補填するという考えには必ずしも、まず、この著しい変動なり相当の理由が必要になるというふうに考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思えます。

議長 (加藤彦次郎)

10番。

10番 (清水欣也)

もう何分ありますか。

議長 (加藤彦次郎)

まだ、今22分ぐらいたっていますので。

10番 (清水欣也)

先ほど、税率の計算が非常に分からないという、それから資料の違いがあるんじゃないかという話がありましたけれども、全員協議会で渡された資料、2種類あるんですけど、1種類の資料を皆さんご覧になったでしょうか。この中には、十何か所の訂正しなければならない箇所があるんです。こ

れは一々ここだ、ここだと言っていると大変なので省略しますが、こういう状態で、果たして今回のこの仕事大丈夫なんだろうか、そういうふうに思います。この資料の訂正箇所の確認は、いかがだったでしょうか。そのとおりだったでしょうか。これをちょっと質問いたします。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 答えいたします。

確かに、議員ご指摘ありました納付金と財源の比較という部分で、令和2年の数字が、まず主にちょっと決算数字、ここは決算数字でなく決算に至る前の数字が用いられていたようでございます。要は、令和元年から5年までの数字として、ここの令和2年の数字に誤りがあったということは、さらにそのときに算出しました令和元年の医療給付費、これらにも確かに議員ご指摘のとおり、数字の誤りがありましたことをここでおわび申し上げたいと思います。申し訳ありませんでした。

議長（加藤彦次郎）

清水議員、さっき間違えました。あと8分です。

清水議員、10番。

10番（清水欣也）

分かりました。

最後です。どう見ても、この今回の増税は必要なしと、そういうふうに思います。幾らでもしのげる、そういうふうなことであります。国保の加入者のために思って、私はこれは上げるべきではないと、そういうふうに思って質問を終わります。

議長（加藤彦次郎）

ほかに質疑ありませんか。

9番、伊藤議員。

9番（伊藤千作）

今までいろいろ清水さんとか、同僚議員が質問してきておりますけれど、私もこの今回の税率は上げる必要がないという立場で質問します。

皆さんがこの健康保険税の税率を決めるのに、まず最初に多分、給付費を算定すると思うんです。このくらい医療費がかかるということを予想するんですよ、皆さんが。1年間で医療はこのぐらいかかりますよという総額を予想するんです。あくまでも予想です。これは外れるかもしれないし、そのままいくかもしれないという世界なんですよ。それに基づいて、じゃ保険料をどのくらい賦課するかということを皆さん考えていくんです。それが今回の資料でいくと、現行の税率でいくと2億9,000万弱、そして改正で約2億9,900万、この比較増減で、さっきからいろいろお話しになっていきます約905万、これが増税分に当たるわけなんです。これは、いろいろ工夫すれば、この905万という増税はしなくてもいいというのが、いろいろ今

まで論議してきた方々もそうですし、私もそう思うんです。

さっき予算書では、基金繰入金が約1,000万円戻しました。私は、ここで基金残高が9,878万円、基金の残高が今現在あるんです。私、経緯分かりますけれども、前の町長さんのときに2億円の基金を積んだんです、この基金に。それは、将来的に必要なになったときに取り崩すということでやってきたと思うんです。これが約1億1,000万か、基金は取り崩してきました。今の段階でも、この908何がしは上げなくても、基金でこれに充てればいいんですよ。そのための基金なんだから。今、住民の皆さん、全てあらゆる値上げで、生活がもう大変な状況になっているんですよ。そういう中で、皆さんが町民に負担を強いるということで果たしていいんですか。他の町村はみんな据置きですよ、据置き。上げないんですよ、税率。皆さんだって、去年までは据置きで来てるんでしょう。しばらくの間、税率は改正してこなかったんですよ。持ちこたえてきたんですよ。何で今、上げるんですか、こういう住民の皆さんが大変なときに。ここ、またふんばるしかないんじゃないんですか。まだ財源はあるじゃないですか。これを何で使わないんです。基金はそのためにやってるんじゃないという、さっき答弁しておりますけれども、全くそれは大違いですよ。基金はそのために使うんです。そういうふうなことで、何もここで税率改正して住民に負担かけなくてもいいのに、あなた方はそれを避けて負担を強いると。こういう立場で、果たして皆さん、妥当なんでしょうか、これ。やっぱり考えたほうがいいですよ。この今大変な世の中で、今100円とか200円でも、みんな節約しなければならないという、町民の皆さんが考えている中で、この増税を強いるというふうなことは、やっぱり当局としても、行政を運営する立場の方々も、やっぱりきちっと住民の命と暮らしを守るといって、こういう立場にやっぱりきちっと立つ。自治法の第1条では、それをうたっているんです。だから、そういう立場に立って、やっぱり皆さん行政を行っていく、そういう立場に立たなければ駄目ですよ。課長、基金を使って、これをやりなさい。どうですか。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 答えいたします。

さきにお答えしたとおり、清水議員のほうにお答えした内容になりますけれども、基金の処分につきましては、経済事情の著しい変動により財源が著しく不足する場合において、当該不足分を埋めるための財源に充てるときという、そのほかの項目もありますけれども、慢性的に足りないと判断される場合に基金を充てるべきではないというふうに考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9 番 (伊藤千作)

いや、私は違います。充てるべきです。こういう大変な状況の中で、この国保税、住民に負担を強いるようなときこそやっぱり有効に基金を活用するという立場に皆さん立たなければ駄目ですよ。そういうことができるのに、なぜやらないんですか。私、そういう気持ちが分からない。できるのに、なぜやらないのかと。やっぱり住民の暮らし、命を守るという立場に立って、負担を強いるという立場は、やっぱりやめてもらいたい。何も余裕がないわけではないんですよ。さっき清水欣也議員が言ったように、もう結果的に実施収入の見込みが700万あるし、これを予備費に使った形に今なっているんでしょ。それで、保険税の3億円がもう900万の税率を上げるということではいけば、僅かな金額じゃないですか、3億円の中の900万で。これを今、5年度で繰越金600万あるということを経済の中でやっている、その600万をあと積み増ししていけば、あと300万じゃないですか。単純に比較すれば、この900万に該当する部分は。この300万だったら、基金から300万繰り入れてチャラにしたらどうですか。そういうことも考えたらどうですか。課長、そういうふうなことで対応したらどうですか。

議 長 (加藤彦次郎)

健康推進課長。

健康推進 (小松 仁)

課長 お答えいたします。

議員のご指摘、計算上はそうなりますけど、いずれ基金をまず今回は充てない、単年度収支を黒字化を目指しておりますので、そのあたりをご理解いただきたいと思います。

議 長 (加藤彦次郎)

9 番。

9 番 (伊藤千作)

かたくなにそういう態度で、あくまでも住民に増税負担を強いるというふうな態度では、やっぱり行政を運営して、あるいは進めていく立場としては、ちょっと甚だうまくない。

町長、これについて基金を含めた対応をして、増税分はもう今回やめるという立場に立ってください。どうですか。

議 長 (加藤彦次郎)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

先ほどからる議員さんの質問を聞かせていただいております、これまで町で、当局のほうでも説明しているところをしっかりと認識していただいていると私は思っております。

これまでの経緯を考えれば、2億の基金が今、9,000万しかないという状況は、この数年でもう1億1,000万取り崩していると、そういう事

実であります。この先、やっぱり安定した国保運営をやる上では、単年度収支をある程度黒字化していくというのは、やはり大事なことではあると思います。このとおりであると、３年後にはもしかしたら、もっと厳しい数字を出さなければいけないと、そういうことも想定されるんじゃないかと思っております。そういった意味では、やはり今回、皆さんには大変申し訳なく思っておりますが、当局のほうでもしっかりと積算、いろいろなシミュレーションをした上で、今回の税率をはじき出しております。そして、国保運営協議会にもお諮りをして、今回提案してるという状況でございますので、そういった意味では、基金を取り崩すとか取り崩さないとか、それはありますけども、基本的には将来に向けて、ある程度基金は持っておくべきだと思っておりますし、なし崩しの基金を投入するべきではないと私は思っております。

（「終わります」の声あり）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ほかに質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより本案２件に対する一括討論を行います。

討論ありませんか。

９番。

９ 番 （ 伊藤千作 ）

反対討論を行います。

今、物価や公共料金が軒並み値上がりし、国保加入者は農家は米価低迷で苦しみ、年金生活者、高齢者の生活は苦しくなる一方です。１０円、２０円の支払いに神経を使っている町民のことを考えたらどうでしょうか。

こういう中で、国保税を値上げ、増税することは、苦しみに追い打ちをかけることになります。それも何も値上げする必要もないのに、負担を押しつける対応は、即刻改めてもらわなければなりません。この増税の値上げ案は一旦撤回をし、増税なしの条例を提案すべきであります。よって、この条例、予算案には反対であります。

以上です。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

原案に対して賛成の討論はありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ほかに討論はありませんか。

１０番。

１０ 番 （ 清水欣也 ）

今までの皆さんのお話では、あるいは事務整理の段階では、これでは増税とか税率の改正、この必要性を被保険者に説明できませんよ。まず、増税の

理由が非常に希薄、それから具体的な積算が示されない。これで何として我々が、この議案も議案の審査も被保険者への説明ができるんですか。

最も大事なことは、もし皆さんのおっしゃるように、国保財政の持続的安定というのであればですよ、こんな小手先ではなくて、しっかりとした分析を行って、将来展望を持てばいいじゃないですか。それで、いや、皆さんはそう言うけど、これは三種町の国保財政はこういう状態で、だから何とかこうしなければならぬ。そのためには、こういうことをしないと大変なことになる。住民の非常な批判も考慮に入れて覚悟の上で、覚悟の上ですよ、取り組む、対応する、そうしなければならぬんですよ、この国保の財政の問題を突破するためには。今のような小手先でやったって、持続的安定なんかできっこないですよ。やるんだったら、本気でやる。やらないんだったら、こんな小手先をやめる。そういうことだと思います。

結論を申し上げます。国保の加入者のことを考えれば、今回は増税分ですよ、固定資産税割は、これはやむを得ないんじゃないかと。ただし、増減分は、これは一旦取り下げたほうがいい、そう私は思います。

議長（加藤彦次郎）

ほかに討論はありませんか。

1 番、畠山議員。

1 番（畠山勝巳）

私も反対の立場から討論いたします。

国民健康保険の対象である農業者及び自営業者は、低所得層として、物価高騰下に生活苦に陥っていると。農業者は、米をはじめ農産物の価格が低迷しており、肥料や農薬等の資材等は高騰し続けている。また、自営業者も収入を圧迫され、所得の増加には結びついていない。

米の値段は、最近の報道にもあるように、消費者価格はスポット的に値上がっていると言われているが、農水省は在庫が十分あるから一時的なものと評価している。生産者価格がアップするなら、国保税率のアップも検討する必要はあると思うが、現段階では時期尚早と言わざるを得ない。

国民健康保険事業の財政の厳しさは理解ができるが、それにも増して負担増の増加は、町民の理解を得るものではないと考える。よって、前段の質疑応答でも明らかなように、国保税率の改定は時期尚早と言わざるを得ないし、議案第40号及び42号には反対するものです。いずれ、今までの経過を我々は町民にどのように説明するか。不要なもの、不要な値上げであると言わざるを得ないと思います。

以上です。

議長（加藤彦次郎）

8 番。

8 番（森山大輔）

同じく反対の立場で討論いたします。

第1に、改正内容の説明が不十分であります。どのような根拠に基づいて

新たな税率や税額が導き出されたのか、十分に説明できておりません。よって、改正の是非を判断できるだけの材料が提示されておりません。

第2に、将来にわたり安定した財政運営を図るための改正としながらも、将来的な財政見通しが示されておらず、今回の改正がどのように安定した財政運営に寄与するのか不明確であります。国民健康保険加入者には、所得の少ない方もいらっしゃり、改正によって税額が上がった場合、家計への影響は決して小さくありません。よって、三種町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に反対であります。

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
ほかに討論ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
討論なしと認め、討論を終わります。
議案第40号「令和6年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」及び議案第42号「三種町国民健康保険税条例の一部改正について」を一括採決します。

この表決は起立によって行います。
なお、起立しない場合は、原案に反対とみなします。
本案2件を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（ 賛成者起立 ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
着席ください。
起立多数です。よって、議案第40号及び議案第42号は原案のとおり可決されました。
日程第6．議案第41号「令和6年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第41号「令和6年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第 7. 議案第 4 3 号「三種町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 4 3 号「三種町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 4 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 4 4 号「三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 4 4 号「三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 4 4 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 4 5 号「三種町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第４５号「三種町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について」を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第４５号は原案のとおり可決されました。
日程第１０．議案第４６号「工事請負契約の締結について（サンバリオ外部改修工事）」を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第４６号「工事請負契約の締結について（サンバリオ外部改修工事）」を採決します。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。
日程第１１．議案第４７号「財産の取得について（事務用パソコン）」を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (加藤彦次郎)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第４７号「財産の取得について（事務用パソコン）」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第48号「財産の取得について（住民基本台帳ネットワークシステム機器）」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第48号「財産の取得について（住民基本台帳ネットワークシステム機器）」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

ご異議ないものと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第49号「工事請負契約の締結について（山本ふるさと文化館空調設備改修工事）」を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 (田川政幸)

それでは、議案第49号、工事請負契約の締結議案についてご説明いたします。

本件は、山本ふるさと文化館空調設備の老朽化により、空調設備の改修を行うものであり、指名競争入札を執行した結果、能代市の株式会社柴田ボイラ工業代表取締役柴田重雄氏と契約金額1億3,255万円、工事期限を令和7年3月31日とする工事請負契約を締結するものであります。

以上について、地方自治法及び三種町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により提案するものでありますので、議員の皆様にはよろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます、議案説明といたします。

議長 (加藤彦次郎)

町長の提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第４９号「工事請負契約の締結について（山本ふるさと文化館空調設備改修工事）」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

日程第１４．議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり派遣することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第１５．閉会中の継続審査の件を議題とします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第７４条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 加藤彦次郎 ）

ご異議ないものと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和６年６月三種町議会定例会を閉会します。

午前１１時３４分 閉 会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長 加 藤 彦次郎

三種町議会議員 高 橋 満

三種町議会議員 平 賀 真